

大井町子ども・子育て支援事業計画

事業評価表2

2 地域子ども・子育て支援事業

番号	事業名称	担当課	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	令和6年度実施状況			計画数					確保の方針	
						実績数	(実績数-計画数)	実施状況の説明	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
1	延長保育事業	子育て健康課	未就学児童	保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて保育を実施する事業	量の見込み(人)				56	55	54	54	53	利用者のニーズは満たしている。継続的な実施体制の維持を図っていく。	
					確保の内容	(か所)	3	1	計画どおり	2	2	2	2		2
					確保の内容	(人)	844	791	R7.3月末 大井 延べ106人 栄光 延べ153人 こもれび延べ585人	56	55	54	54	53	
					量の見込み(人)				156	146	136	133	132		
2	放課後児童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)	子育て健康課	就学児童	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業	量の見込み(人)									共働き世帯等の増加に伴い入所児童は増加傾向にあるため、今後の児童数と入所割合を注視しながら施設・設備の整備・改修や備品購入を計画的に実施するとともに、児童のクラブ生活を支援する職員体制の充実を図る必要がある。	
					【1~3年生】 量の見込み				109	100	95	99	99		
					【4~6年生】 量の見込み				47	46	41	34	33		
					確保の内容	(か所)	2	0	計画どおり	2	2	2	2		
					確保の内容	(人)	182	32	内訳 おおい児童コミュニティクラブ 月平均約125人 かみおおい児童コミュニティ クラブ月平均約57人	155	155	150	150	150	
3	子育て短期支援事業	子育て健康課	未就学児童	保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業										保護が必要な児童は、児童相談所に相談し、受け入れを要請する。	
4	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	子育て健康課	未就学児童	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う居場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言を行う事業	量の見込み(人)				6,741	6,434	6,263	6,093	5,888	子育て広場では、様々な母親の育児相談に対応し、悩みの軽減に努めている。多様化する育児相談に対応するため、子育てアドバイザーの研修を充実していく。	
					確保の内容	(人)	7,332	1,444	・町子育て支援センター 利用者市町別内訳(R7.3.31) 大井町6,403件 松田町25件、 開成町28件 南足柄市187件 小田原市313件 その他22件 ・こもれびと風「びよびよ」 354件 (町内253件、町外101件)	6,741	6,434	6,263	6,093		5,888
					確保の内容	(か所)	2	0	計画どおり	1	1	1	2	2	
5	幼稚園における一時預かり事業	教育総務課	幼稚園在園児	通常教育時間後に希望に応じて、一時的に預かる事業	量の見込み(人)				2,809	2,817	2,766	2,783	2,715	安全かつ快適に展開していくための保育環境を整備する。	
					1号認定見込み				2,369	2,376	2,333	2,347	2,290		
					2号認定見込み				440	441	433	436	425		
					確保の内容	(か所)	3	0	計画どおり	3	3	3	3		
					確保の内容	(人)	2,002	▲713	計画値を下回る見込。	2,809	2,817	2,766	2,783	2,715	

番号	事業名称	担当課	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	令和6年度実施状況			計画数					確保の方針	
						実績数	(実績数-計画数)	実施状況の説明	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
6	保育所、ファミリー・サポート・センター事業等における一時預かり事業	子育て健康課	①大井保育園では満1歳児から②こもれびと風おおい認定こども園では生後6か月から③ファミリー・サポート・センターでは生後3か月児から小学校6年生まで	家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業	量の見込み合計(人)				643	628	618	610	598	ファミリーサポートセンターの利用は計画値を下回っているが、利用者のニーズは満たしている。	
					確保の内容	(か所)	3	0	計画どおり実施した。	2	3	3	3		3
						(人)	655	57		600	628	618	610		598
							保育所	573	75	・大井保育園3歳未満利用274件、3歳以上利用253件。 1か月平均43.9件。 ・こもれび延利用者46人	500	528	518		510
ファミリー・サポート・センター	82	▲18	3月末現在の実績。活動件数614件のうち、82件が預かりサービス。	100	100	100	100	100							
7	病児病後児保育事業	子育て健康課	生後4か月から小学校3年生	病気や病気の回復期の児童で、保護者の就労等の理由で保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業	量の見込み(人)				40	37	36	33	32	引き続き病気の児童を預かる場を確保する。	
					確保の内容	(か所)	1	0	病気のため集団保育等が困難な児童に対し、専用の保育室で一時的預かりを実施した。	1	1	1	1		1
						(人)	44	12		40	37	36	33		32
8	ファミリー・サポート・センター事業	子育て健康課	就学児童	育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学6年生までの子どもを持つ保護者とした事業	量の見込み(人)				460	428	414	385	365	前年度同様、支援会員の伸び率が課題である。多様なニーズへの対応のため、多くの支援会員を確保していく必要がある。依頼会員へ支援会員登録への働きかけを行うなど相互援助組織として更なる活性化を図っていく。	
					確保の内容(人)	614	249	送迎527件 送迎及び預かり31件 預かり26件 当日キャンセル(料金発生)5件 (R7.3.31現在)	460	428	414	385	365		
9	利用者支援事業	子育て健康課	妊娠期から子育て期の方	子どもや保護者等・または妊娠している方が、多様な教育・保育施設や、地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、個々のニーズを把握し情報提供や相談、関係機関との連絡調整を行う事業	実施予定か所数(か所)	1	0	保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握するとともに、母子保健サービス等の情報提供を行った。	1	1	1	1	1	子どもや家庭に関するあらゆる相談に応じるために、専門スタッフを確保し、妊娠期からの切れ目のない支援を実施するとともに、子育て健康課や子育て支援センターの機能の拡充・強化を図る必要がある。	
10	妊婦健診事業	子育て健康課	妊婦及び胎児	母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業	量の見込み(人)				99	97	95	94	91	すべての妊婦を対象に妊婦健診に対する補助を行い、受診しやすい環境を整えている。	
					確保の内容(人)	85	▲6	実85人が必要な健診を受診し、延92回受診した。	99	97	95	94	91		
						実施場所：県内及び県外医療機関 実施体制：妊婦健診受診票を母子健康手帳交付時に発行。県外医療機関受診者には実施経費を補助金として交付 検査項目：一般妊婦健診・子宮がん検診・B型肝炎抗原検査・梅毒検査等 実施時期：妊娠期									

番号	事業名称	担当課	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	令和6年度実施状況			計画数					確保の方針
						実績数	(実績数－計画数)	実施状況の説明	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
11	乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）	子育て健康課	生後4か月までの乳児とその保護者	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結び付ける事業	量の見込み（件）	—			99	97	95	94	91	出生後提出される連絡票に基づき、訪問を行っている。事情により未提出となっている家庭に対しても電話や様々な機会を通して訪問の勧奨を行っている。
				確保の内容（件）	91				0	すべての対象者の訪問を行った。 (実績数はR6.4.1～R7.3.31の数値)	99	97	95	
12	養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子育て健康課	要支援児童、特定妊婦、要保護児童	児童の養育を行うために支援を必要とする家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の支援を行う事業、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関連機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業	量の見込み（件）	—			80	80	80	80	80	今後も支援が必要な家庭に対し訪問を実施していく。様々な問題を抱えた家庭に対する事業であるため、研修等への参加により専門職の質を保っていく。適宜、訪問内容や必要性等を含めアセスメントを行い、事業を継続していく。
				確保の内容（件）	73				▲7	専門的相談支援や家事援助が必要な家庭に対して、児童相談員が中心となり、訪問による家事支援・育児支援を実施した。	80	80	80	
13	実費徴収に係る補給給付を行う事業	教育総務課 子育て健康課	—	特定教育・保育施設などの利用者負担額については、町の条例や規則により設定することとされているが、日用品、文房具など必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	—	—			今後、国や県の状況を踏まえて実施を含めて内容を検討する。					
14	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	子育て健康課	—	保育の受け皿拡大や、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために多様な事業者の能力を活用しながら保育所・地域型保育事業などの整備を促進していくこととされており、新規事業者が事業を円滑に運営できるよう支援・相談などを行う事業	—	—			今後、国や県の状況を踏まえて実施を含めて内容を検討する。					